

「令和7年度鳥獣被害防止活動推進事業」
鳥獣被害対策モデルケース育成委託先募集要項

1 事業の目的

意欲的な集落を対象に体系的な研修を実施し、鳥獣被害防止対策の知識習得と意欲向上を図る。従事者確保が喫緊の課題となっている有害鳥獣捕獲において、地域ぐるみの取組を促してモデルケースとして育成し、農村振興に資する。

2 委託業務の内容

別添「令和7年度鳥獣被害防止活動推進事業」鳥獣被害対策モデルケース育成業務委託仕様書の内容のとおり。

3 応募資格

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 「令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿」の業務（大分類）「3. 役務の提供等」のうち、営業種目（中分類）「03. 映画等制作・広告・催事」、及び営業種目（中分類）「07. 調査委託」、取扱内容（小分類）「03. 環境調査」に登録されていること。
- (3) 代表者が成年被後見人、被保佐人または破産者でないこと。
- (4) 国税および地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 提案書受付期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 応募日現在において手形交換所による取引停止処分をうけてから2年間を経過していない者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (9) 愛知県から、製造の請負、物件の買入その他の契約にかかる指名停止の措置を提案書受付期間に受けていないこと。

4 募集期間

令和7年5月23日（金）から令和7年6月20日（金）まで（29日間）

5 契約方法

事業実施に当たっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として決定した1者を委託先候補者とし、見積徴取後委託契約を締結する。決定された者が辞退した場合は、次点となった申請者を委託先候補者とする。

6 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額限度額
7,678,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- (3) 契約保証金
愛知県財務規則第 129 条の 2 の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、同規則第 129 条の 3 の規定に該当する場合は、全額を免除する。
- (4) 契約期間
契約締結日から令和 8 年 2 月 13 日（金）までとする。
- (5) 委託料の支払方法
精算払いとする。

7 その他

- (1) 企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下でその額を超えることは認めない。
- (2) 提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。
- (3) 受託者は、本事業の実施にあたり、委託者と十分な打ち合わせを行うとともに、作業の進捗状況を適時、委託者へ報告すること。
- (4) 受託者は、事業の遂行上必要と認められるものであって、本要項の解釈に疑義が生じた事項及び要項に明記していない事項については、委託者と協議し、委託者の指示に従わなければならない。
- (5) 受託者は、打ち合わせのための資料作成及び議事録等の作成を行う。
- (6) 委託者職員は、随時本事業の実施に立ち会うことができるものとする。

8 応募方法等

- (1) 企画提案書等の提出
本事業の受託を希望する事業者は、下記により企画提案書を提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書（別紙様式 1）：7 部（正 1 部、写し 6 部）
- (イ) 添付書類：各 7 部
 - 法人の概要がわかる資料
 - 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約
 - 決算報告書（直近 3 年）
 - 国税及び地方税の滞納がないことの証明書

イ 提出期限

令和 7 年 6 月 20 日（金） 午後 5 時（必着）
募集期間の受付時間は、土日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時とする。
※この期限までに全ての必要書類の提出がないものは、受付ができない。

ウ 提出方法

持参、郵送等

※ 郵送等の場合は、配達の場合で期限時刻までに届かない場合もあるため、期限に余裕を持って送付すること。

(2) 企画提案書作成上の注意

ア 企画提案書は、別紙様式 1 にわかりやすく簡潔に記載する。

イ 企画提案に係る費用は、応募者の負担とする。

ウ 企画提案は 1 事業者 1 案とする。

エ 提出書類は返却しない。

(3) 応募に関する問合せ先及び提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県農業水産局農政部農業振興課野生イノシシ対策室 捕獲グループ

担 当：牛田

電 話：052-954-6726（ダイヤルイン）

ファックス：052-954-6008

E-mail：masanori_ushida@pref.aichi.lg.jp

※ 応募に関する問合せは、ファックス又は電子メールとし、質問に対する回答は以下のホームページ上で公開する。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-shinko/r7koukatekihokaku.html>

なお、ファックスの送り状、電子メールの件名等に「令和 7 年度鳥獣被害対策モデルケース育成に係る質問」と明記すること。

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

(1) 提出期間内に提案書等の提出がなかった場合

(2) 提案書等に虚偽の記載をした場合

(3) 提出された見積額が、委託金額限度額を超過している場合

(4) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

10 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書について委託者が設置する審査委員会により審査・選定を行う。なお、審査委員会の構成員氏名等については公表しない。

(2) 審査委員会

開催する審査委員会において、企画提案者からプレゼンテーションを行うこととする（企画提案者 1 者当たり説明 20 分、質疑応答 10 分を予定）。

なお、審査委員会を下記により開催する。

ア 開催日

令和7年7月1日（火） 午後2時から午後4時まで（予定）

イ 開催方法

Microsoft Teams によるリモート開催

※企画提案者は、指定されたプレゼンテーション時間のみアクセスすること。時間及びミーティングリンクは、後日、電子メール等で連絡する。

ウ その他

審査委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問合せには応じない。

(3) 審査基準

審査については、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 審査項目および配点

| 審査項目 | 点数 |
|--|-----|
| 提案内容について 業務に対する理解度 | 15 |
| 研修方法の妥当性 | 20 |
| 業務の安全対策 | 10 |
| 業務の実効性（業務実施体制・業務計画） | 20 |
| 過去の実績等 | 10 |
| 各項目の事業費について、積算が妥当であり、経費節減を意識した内容・金額となっているか | 5 |
| 総合的評価 | 15 |
| 社会的価値の実現に資する取組 | 5 |
| 合計 | 100 |

イ 審査項目の詳細

(ア) 業務に対する理解度 得点15

評価ポイント：当該業務の目的・内容を正しく理解しているか。

(イ) 研修方法の妥当性 得点20

評価ポイント：提案された研修方法等について、業務を遂行する上で妥当と認められるか。目的・内容を満足し、高い人材育成効果を得ることができるか。

(ウ) 業務の安全対策 得点10

評価ポイント：提案された内容において、従事者、研修受講者、第三者への安全対策が担保されているか。

(エ) 業務の実効性（業務実施体制・業務実施計画） 得点20

評価ポイント：提案された内容（実施方法及びカリキュラム、実施体制・人数、実施の流れ・スケジュール）において、実効性が担保されているか。

(オ) 過去の実績（委託業務の受託実績）等 得点10

評価ポイント：提案者において、過去5年間程度に国及び地方公共団体等から総合的な鳥獣被害防止対策や狩猟の促進等に係る研修、ワークショップ運営等を受託した実績等はあるか。

(カ) 見積金額は妥当か 得点5

評価ポイント：提案内容に応じた価格となっているか。各項目の事業費について、積算が妥当か。経費節減を意識した内容金額となっているか。

(キ) 総合的評価 得点15

評価ポイント：提案された内容は、総合的にみて妥当であると評価できるか。バランスが良く偏りがないか。

(ク) 社会的価値の実現に資する取組 得点5

評価ポイント：環境への配慮、障害者就業促進、男女共同参画など、社会的価値の実現に向けた積極的な取組がなされているか。

ウ その他

審査の結果については、提案者それぞれに別途通知する。

(4) 決定

審査委員会の審査結果を踏まえて、委託者が採択提案を決定する。

(5) 通知

審査結果については、すべての提案者に対し、郵送で通知する。

11 電子契約について

本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できます。電子契約の詳細については、愛知県HPに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照してください。

12 スケジュール（予定）

| | |
|--------------|------------|
| 令和7年5月23日（金） | 企画提案書の公募開始 |
| 令和7年6月20日（金） | 企画提案書の提出期限 |
| 令和7年7月1日（火） | 審査委員会による審査 |
| 令和7年7月11日（金） | 契約締結 |